

地域密着型通所介護への移行について

介護保険法の改正により、定員18人以下の通所介護事業所は、平成28年4月1日から、地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へ移行します（利用定員9人以下の療養型通所介護も同じ）。

地域密着型サービスになることによる主な変更点は以下のとおりです。

- ①指定権者が鈴鹿亀山地区広域連合になる
- ②鈴鹿亀山地区広域連合の被保険者のみがサービスを利用できる
- ③運営推進会議の設置が義務づけられる

運営基準等は広域連合が条例で定めますが、広域連合の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を適用します。

なお、介護予防通所介護については県指定の介護予防サービスとして存続します。

地域密着型通所介護に係る留意事項

地域密着型通所介護への移行（みなし指定）について

①事業者の取り扱い

鈴鹿市・亀山市内の定員18人以下の通所介護事業所については、平成28年4月1日以降、鈴鹿亀山地区広域連合長から「地域密着型通所介護」の指定を受けたものとみなされます。

移行にあたって、広域連合への新たな指定申請は不要です。

②利用者の取り扱い

平成28年3月31日時点で鈴鹿市・亀山市以外の他市町村の被保険者が利用していた（利用契約がある）場合は、他市町村からも指定を受けたとみなされるため、4月1日以降も引き続き利用することができます。

ただし、この指定は当該利用者のみについて効力が及ぶものであるため、当該利用者が利用を終了した場合は、みなし指定の効力も失効します。

したがって、平成28年4月1日以降に他の市町村の被保険者が、新たに利用を開始することは原則できません。

③住所地特例対象者について

住所地特例対象者は、鈴鹿市・亀山市内の地域密着型通所介護事業所及び療養型通所介護事業所の利用が可能です。

※住所地特例対象者かどうかは、被保険者証で確認してください。住所が鈴鹿市もしくは亀山市で、保険者が鈴鹿市・亀山市以外の市町村の方は住所地特例対象者です。

みなし指定の有効期間

平成28年4月1日から、移行前の通所介護の指定有効期間が満了するまで。

※鈴鹿市・亀山市以外の他の市町村の被保険者が利用していたことによるみなし指定を受けた場合、有効期間満了時には、当広域連合だけでなく当該市町村に対しても、指定更新の手続きを行う必要があります。

運営推進会議について

地域密着型通所介護の運営に関する基準には地域との連携等があり、「運営推進会議」を設置し、おおむね6カ月に1回以上行うことが義務づけられます。設置にあたっては、会議の意義を説明した上で、構成メンバーに依頼してください。

4月は運営推進会議の開催が重なることが予想されます。自治会役員、民生委員等の地域の代表者等への出席依頼にあたっては、地域に地域密着型サービス事業所が複数ある場合も考えられるため、また、役員異動等の諸事情を鑑み、4月開催に偏ることなく、開催時期の配慮をお願いします。

業務管理体制に係る届出について

地域密着型サービスのみを行う法人であって、事業所が鈴鹿市もしくは亀山市にのみ存在する法人は、業務管理体制の届出先行政機関が県から広域連合に移行されます。該当する事業所は、移行後遅滞なく変更前、変更後双方の行政機関に届出てください。

※なお、一つでも介護予防通所介護の指定を受けている通所介護事業者は、地域密着型以外のサービスの指定を受けているため業務管理体制の届け出先行政機関は移行されません。

介護報酬について

地域密着型通所介護の介護報酬は、現行の小規模型通所介護費を踏襲します。

平成27年度介護報酬改定に係る介護報酬算定構造（地域密着型通所介護のみ抜粋）
介護給付費単位数等サービスコード表（地域密着型通所介護のみ抜粋）

利用定員を19人以上に変更する場合（みなし指定された4月1日以降に変更する場合）

利用定員を19人以上に変更する場合は、地域密着型通所介護事業を廃止し、新たに通所介護事業所として指定を受ける必要があります。

事業所番号について

地域密着型通所介護に移行後も、現行の事業所番号を使用します。

法人の定款「目的」欄の変更および変更登記について

地域密着型サービスへ移行することに伴い、法人の定款「目的」欄（事業の目的）の変更および事業目的変更の登記が必要となります。

<株式会社などの営利法人や特定非営利活動法人における定款記載例>

「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」または、「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」